



一般社団法人面会交流支援全国協会

## ACCSJ 会員規定

### 第1条 会員

- (1) ACCSJ の基本方針に賛同する次の団体又は個人は、正会員となることができる。
- ① 面会交流支援に携わっている団体又は個人
  - ② これから面会交流支援を行うことを予定している団体又は個人
  - ③ 面会交流支援に関心を持つ個人
- (2) ACCSJ の基本方針に賛同する法人その他の団体又は個人は、賛助会員になることができる。

### 第2条 入会

正会員又は賛助会員になろうとする者は、ACCSJ に入会の申込みを行い、ACCSJ 運営委員会の承認をなければならない。

### 第3条 会費

正会員又は賛助会員は、定められた会費を支払わなければならない。

### 第4条 会員の責務

正会員及び賛助会員は、ACCSJ の基本方針を尊重し、ACCSJ 面会交流支援における原則と基準に沿った活動を行う。

### 第5条 正会員の利用資格

- (1) 第1条(1)①②の正会員は、以下を利用することができる。
- ① ACCSJ による認証（更新を含む）の申請
  - ② 団体メンバーの研修プログラム（基礎研修①②、スキルアップ研修）の受講
  - ③ 団体メンバーの会員限定フォーラム、公開フォーラム及びシンポジウムへの参加
  - ④ 支援に関する実務相談、スーパーバイズ
  - ⑤ 支援者のメンタルケア・サポート
  - ⑥ ACCSJ 正会員の開催する交流会、学習会等の情報提供
- (2) 第1条(1)③の正会員は、② ③ ⑥ を利用することができる。
- (3) ①～⑤の利用料については、ACCSJ 運営委員会で定め公開する。

### 第6条 退会

- (1) 退会する正会員又は賛助会員は、ACCSJ に退会届を提出しなければならない。
- (2) 会費を通算して3年間滞納した者は、退会したものとみなす。

#### **第7条 除名**

ACCSJ 運営委員会は、正会員又は賛助会員が ACCSJ 面会交流支援における原則と基準に著しく反する行為をした場合には、当該行為をした正会員又は賛助会員を除名することができる。

#### **第8条 本規定の改訂**

本規定を改訂するには、ACCSJ 運営委員会において委員の3分の2以上の承認を得なければならない。

附則 本規定は、2022年9月23日より施行する。